

(お知らせ)

令和 4 年 2 月 1 7 日
航 空 幕 僚 監 部

ブルーインパルスのカラースモーク事案の調査結果及び対策等について

標記について、次のとおりお知らせします。

1 事案の概要

令和 3 年 8 月 2 4 日（火）の東京 2 0 2 0 パラリンピック競技大会の開会日におけるブルーインパルスの展示飛行後に、入間基地周辺（埼玉県）でカラースモークの不適正な使用を確認

2 事案に至った経緯等

- (1) 令和 2 年 3 月、カラースモークは高度 1, 0 0 0 f t 以上で使用可とされ、松島基地で開催された聖火到着式における展示飛行を実施
- (2) カラースモークはオリンピック競技大会等に限定した使用であり、高度 1, 0 0 0 f t 以上での使用予定であったこと等から、使用基準として規定化をせず
- (3) その後、カラースモーク使用基準の規定化がなされないまま、オリンピック競技大会等の 1 年延期が決定するとともに、人事異動等により、航空自衛隊内で使用基準についての認識が希薄化
- (4) 令和 3 年 7 月及び 8 月の展示飛行において、関係者の間で使用基準を着意するに至らず、8 月 2 4 日のパラリンピック競技大会開会日に入間基地周辺において、着陸直前の低い高度までカラースモークを使用

3 事案の原因

以下の要因により、展示飛行の検討、計画及び実行にあたった展示飛行に係る関係者が使用基準を認知していなかった、又は認知していたが、その認識が希薄化し、適切な対応をとることができなかったこと

- (1) 航空幕僚監部内でカラースモークの所掌業務が不明確であったこと及びカラースモークの使用場面が限定されると見込まれた等の理由から、航空自衛隊内で使用基準が規定化されなかったこと
- (2) オリンピック競技大会等が 1 年延期され、その間に人事異動が行われたこと
- (3) 過去の同種事案についての原因等に係る教育及び注意喚起が実施されていなかったこと

4 再発防止策

- (1) カラースモークの使用基準を規定化
- (2) ブルーインパルスの展示飛行に関する業務フロー等の見直し
 - ア 航空幕僚監部内とともに、航空幕僚監部、航空教育集団司令部及び隷下部隊間における業務フローを見直し、チェック機能を強化
 - イ 規則改正時に改正の背景を明記
- (3) 機会教育による風化防止
- (4) スモーク使用に関する意識の醸成
 - 白スモークを含むスモーク使用要領の規定化

5 その他

令和3年8月30日（月）以降設置していた本事案に関する専用のお問い合わせ窓口については、令和4年2月28日（月）17時00分をもって閉鎖

【お問合せ先】

航空幕僚監部総務部総務課広報室

連絡先：03-3268-3111（内線：60097）

FAX：03-5362-4816